第五　営業の振興に際し配慮すべき事項

氷雪販売業に対しては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、サービス産業全体の活性化や生産性向上に向けた取組の推進、時代の要請である少子高齢化社会等への対応、地域との共生、環境の保全及び東日本大震災への対応といった課題に積極的に取り組み、社会的責任を果たしていくことが要請される。こうした課題への対応は、個々の営業者が中心となって、関係者の適切な支援の下で行われることが必要である。こうした課題に適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置付けを確保することが期待される。

一　サービス産業の活性化及び生産性向上への対応

1　営業者に期待される役割

⑴　サービスの提供及びプロセスの改善

⑵　ＩＴの利活用

2　組合及び連合会に期待される役割

営業者の経営基盤の健全化を図るための情報の収集及び提供

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

二　少子高齢化社会等への対応

1　営業者に期待される役割

営業者は、高齢者、障害者及び一人暮らしの者並びに子育て世帯及び共働き世帯等が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

⑴　積極的なバリアフリー対策の実施

⑵　従業員に対する教育及び研修の充実及び強化

⑶　障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮

2　組合及び連合会に期待される役割

高齢者、障害者及び子育て中の者等の利便性を考慮した店舗設計やサービス提供に係る研究の実施

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

三　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1　営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対して氷雪販売業の存在、提供する商品及びサービスの内容並びに営業の社会的役割及び意義をアピールするとともに、地域で増加する「買い物弱者」の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置付けが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生及び強化や商店街の活性化につなげることが期待される。

⑴　地域の街づくりへの積極的な参加

⑵　「賑わい」や「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成

⑶　ポイントサービス事業及びスタンプ事業の実施

⑷　地域の防犯、消防、防災、交通安全及び環境保護活動の推進に対する協力

⑸　地産地消の推進

⑹　災害対応能力の維持向上

⑺　地震等の大規模災害が発生した場合における、地域住民への支援

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導及び援助ができる指導者を育成

⑵　業種を超えた相互協力の推進

⑶　地域における特色ある取組の支援

⑷　自治会、町内会、地区協議会、ＮＰＯ及び大学等との連携活動の推進

⑸　商店街役員への氷雪販売業の若手経営者の登用

⑹　地域における新規開業希望者の育成

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等によるきめ細かな相談及び指導を通じた営業者及び新規開業希望者の支援

四　環境の保全及び省エネルギーの強化

1　営業者に期待される役割

⑴　省エネルギー対応の冷凍設備、冷房設備及び太陽光発電設備等の導入

⑵　節電に資する人感センサー、ＬＥＤ照明装置及び蓄電設備等の導入

⑶　温室効果ガス排出の抑制

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　廃棄物の最小化、分別回収の普及啓発

⑵　業種を超えた組合間の相互協力

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

五　東日本大震災への対応と節電行動の徹底

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災した営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧及び将来を見据えた復興への取組を進めていくことが必要である。

1　営業者に期待される役割

⑴　被災した営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮

⑵　被災した営業者の営業再開を通じた地域コミュニティの復元

⑶　従業員及び消費者に対する節電啓発

⑷　中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入

⑸　節電を通じた経営の合理化

⑹　電力制約下における新たな需要（ビジネス機会）の取り込み

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）

⑵　震災発生時の消費者の避難誘導などを通じた帰宅困難者に対する支援等の取組

⑶　節電啓発や節電行動に対する支援

⑷　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置

3　国及び都道府県

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災した営業者及び被災した組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが必要である。

⑴　被災した営業者の再生支援及び経営安定化のための施策

⑵　被災した営業者の営業再開のための施策

⑶　被災地における社会経済の再生及び生活再建と地域の復興のための施策

4　日本公庫に期待される役割

被災した営業者に対する低利融資の実施並びにきめ細やかな相談及び支援

○厚生労働省告示第四十二号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、国立ハンセン病療養所等死没者葬祭費支給規程（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月二十五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

様式第二号中「60日」を「３か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。